



高松市告示第 5 4 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 6 条第 1 項の規定により、高松市都市計画公聴会を開催する件（令和 8 年高松市告示第 5 1 3 号）の一部を次の表のように訂正し、訂正後の都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 6 条第 1 項の規定により、高松市都市計画公聴会を開催する件の規定は、令和 8 年 9 月 1 8 日から適用します。

令和 8 年 1 0 月 6 日

高松市長 大 西 秀 人

（下線部分は訂正部分）

訂正後	訂正前
3 公述の申出の方法及び期限 公聴会に出席して意見を述べようとする場合は、令和 8 年 1 0 月 9 日（金）から同月 <u>2 2 日（木）</u> までに、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を、高松市都市整備局都市計画課に備え置く公述申出書の用紙に記載し、同課へ提出してください。ただし、郵送により提出する場合は、同日までの消印があるものに限り有効とします。	3 公述の申出の方法及び期限 公聴会に出席して意見を述べようとする場合は、令和 8 年 1 0 月 9 日（金）から同月 <u>2 3 日（金）</u> までに、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を、高松市都市整備局都市計画課に備え置く公述申出書の用紙に記載し、同課へ提出してください。ただし、郵送により提出する場合は、同日までの消印があるものに限り有効とします。